第３節　弁済・納付に関するその他の事項
第１　弁済の場所及び弁済費用の負担等
更生計画による弁済は、弁済時における更生会社の本店所在地において行う。なお、債権者が銀行口座等への振込を求めたときはその指定に従い、更生会社の費用負担において債権者が指定する口座に振り込む方法で行う。
更生会社が源泉徴収又は特別徴収をすべき債権については、当該源泉徴収等をした上で、残額を弁済する。
弁済を受ける更生債権等の中に利息又は損害金を含む場合の充当の順序は、別に定めのない限り、損害金、利息、元本の順とし、別に定めのない限り、いずれの場合も、同じ性質の債権については発生の古いものから順次充当する。
第２　放棄・取下債権の取扱い
更生計画案提出日以降、更生債権の放棄又は取下げがなされたときは、更生計画の権利の変更及び弁済方法の定めは、残債権額を基準として行う。
第３　債権譲渡等の取扱い
更生手続開始決定日以降、更生債権の譲渡又は移転がなされたときは、更生計画の権利の変更及び弁済方法の定めは、譲渡又は移転前の債権額を基準として行う。なお、一部の譲渡又は移転が行われた場合は、譲渡前又は移転前の債権者は更生債権について名義変更の手続を行わなくてはならない。この場合、譲渡前又は移転前の債権者が受ける権利変更及び弁済は、新旧債権者に按分して行われる。
第４　端数処理
更生債権の権利変更において生じる免除後の債権額の１円未満の端数はこれを切り上げて支払う。
第４章　未確定更生債権等の措置
更生債権はいずれも確定済みであり、未確定更生債権等は存しない。
第５章　共益債権と弁済方法
更生手続開始決定日の翌日から平成24年５月31日までに支払った共益債権及び平成24年５月31日現在の未払共益債権はない。
平成24年６月１日から更生手続終結までの間に生じる共益債権は、残余財産をもって随時弁済する。
第６章　弁済資金の調達方法
更生債権等の弁済資金の調達方法は、主として資産処分による。
第７章　更生会社の措置
第１節　更生会社新藤マイクロテクニカ株式会社（以下「マイクロテクニカ」という。）
第１　株式の取得及び消却
マイクロテクニカは、更生計画認可決定日に、発行済株式２万株の全部を無償で取得し、消却する。
第２　株券の効力
前項により消却される株式に係る株券は、消却した時に当然に失効する。
第３　資本金の額の減少
マイクロテクニカは、その資本金の額を以下のとおり減少させる。
減少する資本金の額　1000万円
資本金の額の減少の効力が発生する時期は、更生計画認可決定日とする。
第４　募集株式を引き受ける者の募集
１　払込みによる募集株式の発行
マイクロテクニカは、以下のとおり新たに払込みを受けて募集株式を発行する。
⑴　募集株式の種類及び数
募集株式の種類　普通株式
募集株式数　１株
⑵　募集株式の払込金額　１株　１円
⑶　払込期日　払込期日は、更生計画認可決定日とする。
⑷　割当てに関する事項　募集株式は、全て管財人に割り当てる。
⑸　増加する資本金及び資本準備金に関する事項
増加する資本金の額　１円
増加する資本準備金の額　０円
２　剰余金の配当の制限
更生手続中は、株主に対する剰余金の配当を行うことができない。
第５　定款の変更
マイクロテクニカの定款の一部を別表６－１「定款変更表（新藤マイクロテクニカ㈱）」記載のとおり変更する。
第６　解散
１　マイクロテクニカは更生計画認可決定日をもって解散する。
２　マイクロテクニカの清算人に、以下の者を選任する。
清算人　田中　規幸（住所：長野県東御市県532番地３）
３　清算人の任期は、清算の結了までとする。
４　管財人は、更生計画に基づいて、会社の財産の管理・処分、公租公課の納付、一般更生債権者に対する弁済、その他更生計画の遂行並びに会社の清算に必要な業務を行う。
５　現役員は、更生計画認可決定日に、全て退任する。
第２節　更生会社新藤アセット株式会社（以下「アセット」という。）
第１　株式の取得及び消却
アセットは、発行済株式２万株の全部を無償で取得し、消却する。
かかる自己株式の取得及び消却の効力の発生する時期は、更生計画認可決定日とする。
第２　株券の効力
前項により消却される株式に係る株券は、消却した時に当然に失効する。
第３　資本金の額の減少
アセットは、その資本金の額を以下のとおり減少させる。
減少する資本金の額　1000万円
資本金の額の減少の効力の発生する時期は、更生計画認可決定日とする。
第４　募集株式を引き受ける者の募集
１　払込みによる募集株式の発行
アセットは、以下のとおり新たに払込みを受けて募集株式を発行する。
⑴　募集株式の種類及び数
募集株式の種類　普通株式
募集株式数　１株
⑵　募集株式の払込金額　１株　１円
⑶　払込期日　払込期日は、更生計画認可決定日とする。
⑷　割当てに関する事項　募集株式は、全て管財人に割り当てる。
⑸　増加する資本金及び資本準備金に関する事項
増加する資本金の額　１円
増加する資本準備金の額　０円
２　剰余金の配当の制限
更生手続中は、株主に対する剰余金の配当を行うことができない。